



「緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定」 を鳥取県境港市と締結

2020年5月1日、鳥取県境港市(以下、境港市)と当社間で鳥取県内初となる「緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は、緊急事態が発生し、境港市の一般廃棄物を処理する施設で対応が著しく困難となった場合に、当社が協力をさせていただく内容です。対象となるのは、現在鳥取県米子市クリーンセンターで処理されている可燃ごみ、境港市リサイクルセンターで処理されている不燃ごみです。

三光株式会社では、今後も各自治体及び公共団体と同様の協定を締結していく予定です。有事の際であってもより一層地域に貢献できるよう、積極的な事業活動に取り組んで参ります。

ECO で未来を創造する